

東日本大震災被災地の 農業復興に関する緊急提言

平成 23 年 4 月 12 日

野村アグリプランニング & アドバイザリー株式会社

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に東北、北関東の太平洋沿岸を襲ったマグニチュード 9.0 という大地震、それに続く巨大津波は、死者、行方不明者 2.7 万人を超える未曾有の大災害となった。多くの住居が失われ、現在でも約 15 万人もの方々が避難生活を送っている。

農業に対する影響も大きく、津波により流失や冠水等の被害を受けた農地面積は、6 県(青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉県)合計で約 23,600ha と推計(農林水産省発表)されている。多くの農家がハウス、農機、農具、自動車などを失った。共同倉庫、加工施設も大きく損壊した。重油、軽油、物資の補給も追いつかず、生活基盤である農業の復旧、復興には長い時間がかかると思われる。

それに加えて、福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が拡散し、福島、茨城、栃木、群馬、千葉県産の野菜、原乳の一部に出荷制限が出た。この結果、指定品目だけではなく、対象地域の農産物の取引を控える事業者が続出し、実質上出荷が困難な状況が続いている。

野村アグリプランニング & アドバイザリー株式会社(以下、NAPA と呼ぶ)は、アグリビジネスを軸にした地域活性化を通じて、日本経済の発展に貢献することを目的に平成 22 年 10 月に設立された。被災地の県や地銀とも地域の振興について話し合っていた矢先のできごとであった。本提言は、農業分野に関する被災地の迅速な復旧、復興に向けて、官民が協力して当面緊急に検討すべき事項についてとりまとめたものである。今後の施策推進の検討の一助となれば幸いである。NAPA としても共同して取り組む所存である。施策のとりまとめにあたっては、関係各位から貴重な助言を頂いた。ここに感謝する次第である。

なお、被災地の皆さまには、心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧をお祈り申し上げます。

平成 23 年 4 月 12 日

野村アグリプランニング & アドバイザリー株式会社

1. 緊急提言の基本的考え方

本提言は、農業従業者の生業基盤の回復、農業の迅速な復旧、復興に視点を置いている。当然、水、食料、電気、ガソリン、住宅、生活インフラの確保などは最重要課題であるが、ここでは産業復興につなげるための施策に限っている。緊急提言の基本的考え方は次のとおりである。

(1) 食の安全情報のわかりやすい提供

現在、放射性物質による農作物の出荷制限及び風評被害が起こっている5県(福島、茨城、栃木、群馬、千葉県)の野菜の産出額は 0.53 兆円であり全国 2.09 兆円の 25%と大きな割合を占めている(H21 年度「生産農業所得統計」)。消費者の信頼感が揺らいでおり、このまま野菜の買い控えが起こると、産地の農業者所得の大幅な減少の他、農産物の流通に多大な影響が見込まれる。早く対策を打たないと政府にとっても補償金が増加することとなる。科学的な根拠に基づく情報を伝え、いち早く風評被害を緩和、解消することが重要である。

(2) 農業被災者の当面の生活、雇用の安定

農作業を行うために必須の農機、自動車などを失った農家も多い。農地の復旧や農作業にむけて、速やかに農機、自動車などを利用できるようにすることが重要である。

また、現在、被災者に対しては、被災地復旧に関する建設事業への就業支援が検討されているが、農業を生業としていた方々に対しては、できるだけこれまでのノウハウ、能力を生かせるような農業での就業を通じて、生活と雇用の安定を図ることが望まれる。

(3) 将来を見据えた新しい農林業経営の推進

津波により海水が湛水した水田では塩害が心配される。水田、用排水路、排水ポンプが損壊し、農地として利用できない所も多い。放射性物質が蓄積した土地では土壌汚染が深刻となる。農業の主たる担い手を失い、農業をあきらめざるを得ない農家も多いだろう。今後の復興にあたっては、元に戻すのではなく、農地の集約化、大規模化、効率的活用を進めるとともに、生産、加工、流通を考えた新しい農業経営が実現できる環境を整えることが望まれる。

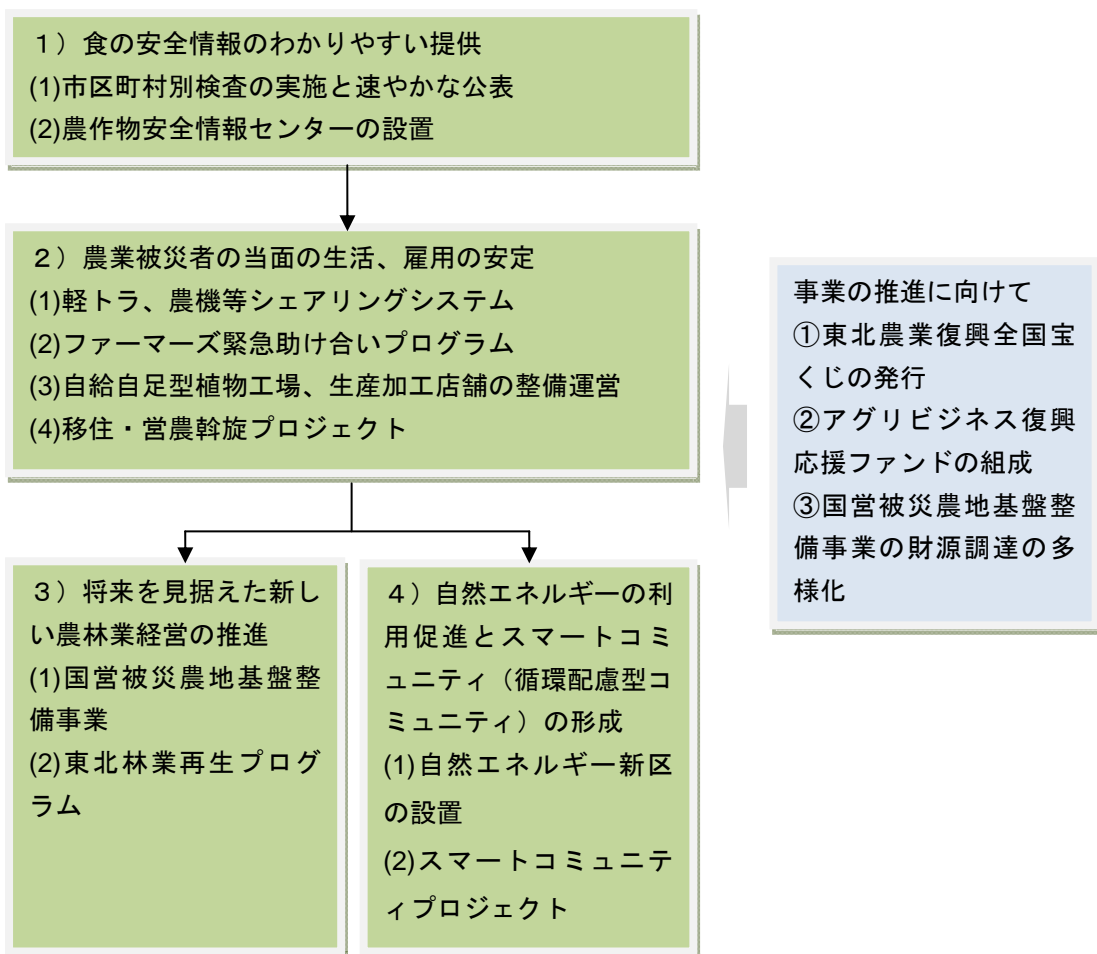
被災地では、今後大量の仮設住宅、住宅の建設が必要となる。低地にあった合板工場は壊滅的な被害を受けたが、幸運にも森林にはあまり被害が及んでいない。本地域の良質な木材資源を活用し、サプライチェーンを構築し、復興住宅の建設を通じて、林業の再生を図ることが望まれる。

(4) 自然エネルギーの利用促進とスマートコミュニティ(循環配慮型コミュニティ)の形成

地震、津波が引き起こした原子力発電所の事故は、我が国のエネルギー政策の変更を余儀なくするほどの衝撃を与えた。現在でもなお事故は解決の方向も見えず、被害は拡大している。廃炉となってもその処理に多くの年月がかかることが予想される。今後は省エネルギーとあわせて、自然エネルギーへの転換を進める必要がある。

被災地において、自然エネルギーのモデル的な推進、スマートコミュニティの整備を進めることが、エネルギーの自立化のみならず復興の新しいシンボルにもなるものと考えられる。

東日本大震災被災地の農業復興に関する緊急提言の概要



2. 緊急提言

基本的考え方に沿って必要とされる施策をあげると次のとおりである。数ヶ月以内に解決すべき施策を短期、数年かかる施策を長期として示している。

1) 食の安全情報のわかりやすい提供

放射能汚染についてのきめ細かいデータを提供し、農産物に関わる生産、加工、流通に関わる関係者が共通の知識で行動できるようにするとともに、消費者が安心できるようにすることが大切である。

(1) 市区町村別検査の実施と速やかな公表【短期】

○概要

福島第一原子力発電所の事故に起因する飲食物の放射能汚染に関して、厚生労働省は、平成23年3月17日に食品衛生法に基づき、当分の間、原子力安全委員会により示された「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定規制値とし、これを上回る食品については食用に供されることないよう対応することとし、放射能検査マニュアルとあわせて、自治体に通達を出した。

食品衛生法に基づく飲食物に関する暫定規制値(平成23年3月17日時点)

対象	放射性ヨウ素(混合核種の代表核種: ¹³¹ I)
飲料水	300Bq/Kg
牛乳・乳製品(注)	
野菜類(根菜、芋類を除く。)	2000Bq/Kg

(注)100Bq/kgを超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること

対象	放射性セシウム
飲料水	200Bq/Kg
牛乳・乳製品	
野菜類	500Bq/Kg
穀類	
肉・卵・魚・その他	

(出所)内閣府食品安全委員会ホームページ

(注)Bq(ベクレル):1ベクレルは1秒間に1個の原子核が崩壊して放射線を出す放射能の強さ

その後、福島、茨城、栃木、群馬県産のホウレンソウ、カキナから暫定規制値を上回る放射性物質が出たことから、各県知事に対して、原子力災害対策特別措置法に基づき、次表の農産物について出荷制限を指示した。これを受けて、各県では出荷制限を実施した訳であるが、県単位で行ったため、同一県でも遠く離れた地域やハウス栽培の農作物等においてもいわゆる風評被害により、取扱量が激減した。4月4日には新たに千葉県で一部地域を指定した出荷制限を行うとともに、検査については「農業生産等の実態や産地表示の状況も踏まえて、自治体はその県域を適切な区域に分け、当該区域毎に複数市町村で採取」することを通達した。

原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限及び摂取制限(平成 23 年 4 月 10 日時点)

	出荷制限									摂取制限	
	福島県		茨城県	栃木県	群馬県	千葉県			福島県		
	全域	喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、高倉津町	全域	全域	全域	全域	旭市	幕張市	多古町		全域
原乳	3/21	3/21 4/8解除	2011/3/23 4/10解除	-	-	-	-	-	-	-	
野菜	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	ホウレンソウ	3/21	3/21	3/21	3/21 4/8解除	-	4/4	4/4	4/4	3/23
		カキナ	3/21	3/21	3/21	3/21 4/8解除	-	-	-	-	3/23
		シュンギク	3/23	-	-	-	-	4/4	-	-	3/23
		テンゲンサイ	3/23	-	-	-	-	4/4	-	-	3/23
		サンチュ	3/23	-	-	-	-	4/4	-	-	3/23
	すべて	3/23	-	-	-	-	-	-	-	-	3/23
	結球性葉菜類(キャベツ等)	3/23	-	-	-	-	-	-	-	-	3/23
	アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	3/23	-	-	-	-	-	-	-	-	3/23
	カブ	3/23	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	パセリ	-	-	3/23	-	-	-	4/4	-	-	-
セルリー	-	-	-	-	-	-	4/4	-	-	-	

(出所)内閣府食品安全委員会ホームページ

規制値の科学的妥当性については現在、内閣府に設置された食品安全委員会や厚生労働省で議論をしているが、国の負担により、同様な測定方法で市区町村別に検査を行い、食品の安全を確認し、安全なものは廃棄することなく流通できるようにすることが必要である。放射能検査を実施し、安全が確認された食品について検査済シールを発行することも検討される。

大規模農業法人等に対しては、測定器の貸出や公的検査機関の優先的活用など自ら測定できるような環境を整えることも重要である。

○実施方法

- ①市区町村別検査についての通達(厚生労働省)
- ②測定器の調達、市区町村、大規模法人への貸出(厚生労働省、都道府県、農協、等)
- ③検査データ、結果の公表(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、首相官邸)
- ④検査データ、結果の外国語での公表(農林水産省、JETRO 海外センター)

(2) 農作物安全情報センターの設置【短期】

○概要

人間の健康に影響を及ぼす放射性物質には、ヨウ素、セシウム、ウラン、プルトニウム等さまざまな種類があり、放射性物質によって放出される放射線の種類やエネルギーの大きさが異なるため、これにより人体が受ける影響は異なる。このため、放射線が人体に与える影響は、放射性物質の放射エネルギー(ベクレル)の大きさを比較するのではなく、放射線の種類やエネルギーの大きさ、放射線を受ける身体の部位なども考慮した数値(シーベルト)で比較されている。

厚生労働省や自治体、マスコミ、卸売市場等から毎日のようにさまざまな数値が発表され、農家、流通事業者、消費者にはたいへんわかりにくいものになっている。厚生労働省は「暫定規制値」を示しているが、そもそも規制値の意味も伝わりにくい。

農作物は毎日生産、流通しているため、迅速に正確でわかりやすい情報を提供することはたいへん重要である。また、農産物は約5,000億円の輸出額があり、一旦輸出が減少するとその回復には相当の年月がかかる。現実には、海外の一部マスコミでは危険であることを過度にあおっており、日本食品全体に対して買い控えが起こっている。

このため、官民の関係する機関が中心となって、厚生労働省等で発表された測定データに基づき、ウェブを通じて農作物安全情報をわかりやすく農家、流通事業者、消費者、また世界に発信するセンターを構築することが望まれる。これは日本産農産物の安全が確立されるまでの活動となる。

○実施方法

- ①体制の確立、運営資金の確保(関係省庁、民間事業者、関係団体、放射能専門家、農協、等)
- ②情報の流れの確立(関係省庁、民間事業者、農協、等)
- ③サイトの構築
- ④運営

2) 農業被災者の当面の生活、雇用の安定

被害のあまり大きくない農地等において、農家自ら瓦礫の片付け、修復、農作業を行うためには、軽トラック、農機等の確保が肝心である。また、農業の担い手を維持するためには、農業者同士の助け合いによる雇用、また自給自足型の生産、流通の場での雇用を作ることが望まれる。また、仙台平野などの津波被災地においては、農地の復旧に長い年月がかかることから、希望者には移住、営農を全国で受け入れることが望まれる。

(1) 軽トラ、農機等シェアリングシステム【短期】

○概要

被災者の多くが津波で自動車、農機等を流出、損壊した。今後、農地の修復作業、農作業、また生活、就職活動、就業を行うためにも移動手段が必要である。農業法人、集落営農法人等を対象に、軽トラック、普通トラック、自動車、主要な農機等のリースを行い、共同で利用できるようにする。リースについては、民間企業等の協力を仰ぎ、低利での利用を可能とする。リース料については一定期間、国が支払うことも検討することが望まれる。この取組みを通じて、共同で自動車や農機等を運用することへの関心が育まれることとなる。

○実施方法

- ①体制の整備、スキームの検討(日本農業法人協会、農協、民間事業者、等)
- ②必要数の把握(日本農業法人協会、農協、民間事業者、等)
- ③企業への協力依頼(日本農業法人協会、農協、民間事業者、等)
- ④リース開始

(2)ファーマーズ緊急助け合いプログラム【短期】

○概要

一般的には、農業者は4月からが苗づくり、作付けの最も忙しい季節を迎えるが、被災地においては農業生産基盤の広範な損傷に加え、自己の生産機械、生産施設等も損傷を受け、当面の間、農作業を行うことはできない。政府では復旧に関する建設事業で雇用を確保する予定であるが、これまで培ったノウハウや能力が十分に活用できないこととなる。

このため、被害を受けていない地域で、農作業で3~6カ月程度、雇用を必要とする農業法人、農家が被災した同業者に住宅、食事、雇用の場等を提供する助け合いを行うことが望まれる。できるだけ同様な農産物をとっている者同士をマッチングすることが望まれる。将来の産地リレー、人材交流などの協力を道を開くことにもなる。また、農業を継ごうとしていた被災地の若者を研修生として雇用することも期待される。畜産事業者においては、被災された事業者から乳牛や肉牛、鶏、豚等を一定期間預かったり、購入したりすることも期待される。この動きは既に日本ブランド農業事業協同組合、日本農業法人協会等が着手しているがまだ一部に留まっており、広範囲に活動を広げることが望まれる。

現在、農林水産省では農業法人等が就農希望者を雇用し、栽培技術や経営ノウハウを習得させるために実践研修を実施する場合に、研修費用の一部を農業法人等に助成する「農の雇用事業」を実施しているが、被災農業者を受け入れた農業法人等もその対象とすることが検討される。

また、漁港が損壊した上、漁船や漁具を喪失した漁業者に対しても同様な取組みが検討される。

○実施方法

- ①マッチング相談体制の構築、案内サイトの構築(日本農業法人協会、農協、民間事業者、等)
- ②受入れ可能農業法人の募集(日本農業法人協会、自治体、農協、民間事業者、等)
- ③受入地、被災地における説明会の実施、案内(日本農業法人協会、農林水産省、自治体、農協、民間事業者、等)
- ④相互に連絡をとりあって実施

(3) 自給自足型植物工場、生産加工店舗の整備運営【長期】

○概要

多くの方々が現在避難所生活を余儀なくしている。食糧や物資も十分に行き届いていない。避難生活も長期に渡ることが予想され、将来の復興を見据えてできるだけ自ら食料を生産し、販売、消費することが望まれる。

従って、復旧作業の障害にならない被災地に近接したエリアにおいて、小規模の植物工場や生産加工店舗を整備する。その整備自体もできるだけ自らの手で行うことが望まれる。植物工場は3カ月程度で設置可能であり、希望する農業法人、事業者等が国の90%程度の補助を受けて建設する。植物工場は積雪のある冬季における農業者の雇用にも役立つものとなる。できるだけ太陽光、バイオマスエネルギーなどを活用した次世代型の植物工場となるよう工夫する。

生産加工店舗の種類としては、漬物、味噌、納豆、豆腐、パン、和洋菓子、水産加工等を想定し、商店街の空き店舗や空き施設に仮設型で整備する。施設は国が整備し、希望する農業法人、事業者等に賃貸する。農作物等の原料の生産もできるだけ自らが手がけることが望まれる。大企業からの原料の低廉な提供も期待される。

自給自足型農業復興は被災者の将来に対する意欲を喚起することとなるとともに、販路を意識した新しいアグリビジネスの可能性を秘めたものとなる。

○実施方法

- ①自治体に対する希望数の確認、建設計画の策定(経済産業省、農林水産省、農協、等)
- ②運営希望者の募集、契約(自治体、経済産業省、農林水産省、農協、等)
- ③第1期施設整備(自治体、経済産業省、農林水産省、事業主体、等)
- ④第1期施設運営開始

(4) 移住・営農斡旋プロジェクト【長期】

○概要

「ファーマーズ助け合い緊急プロジェクト」は一時避難的な視点が強いが、移住を前提として農業を継続したい方々もいると思われる。農林水産省の調査によると、人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地を行うことにより耕作することが可能な耕作放棄地だけでも東北6県で 9,212ha、全国では 69,228ha(H21.3)存在する。

公営住宅、空き校舎などを活用した住居、耕作放棄地の賃貸、農機の賃貸、地域農業者の合意、家族の兼業先や学校の斡旋などの受入体制を整えた上で、被災を受けていない市町村を窓口として、希望する被災農家の移住、営農を進めることが望まれる。

東北6県における耕作可能な耕作放棄地

県	人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地を行うことにより耕作することが可能な耕作放棄地面積 (ha)	草刈り・耕起・抜根・整地では耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき土地 (ha)
青森県	1,559	1,896
岩手県	2,246	2,031
宮城県	1,106	210
秋田県	294	68
山形県	330	441
福島県	3,677	1,807
東北6県計	9,212	6,453
その他	60,016	50,634
全国合計	69,228	57,087

(出所)農林水産省「平成 20 年度耕作放棄地全体調査の結果について」

(注) 被災地も含んでいる。

○実施方法

- ①体制の構築、案内サイトの構築(農林水産省、自治体、農協、等)
- ②受け入れ可能自治体の募集(農林水産省、自治体、農協、等)
- ③受入地、被災地における説明会の実施、案内(農林水産省、自治体、農協、等)
- ④相互に連絡をとりあって実施

3) 将来を見据えた新しい農林業経営の推進

仮設住宅及び住宅の移転建替に対しては、できるだけ東北の木材を活用し、これを契機に林業の復興を促す。農地が広域、大規模に被災したため、国営事業としての農地の復旧を行う。これにより、東北地域を新しい農林業経営のモデル地域とするものである。

(1) 国営被災農地基盤整備事業の実施【長期】

○概要

津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の多くが油などの混入、塩害、水利施設の損壊により、福島第一原子力発電所周辺の農地では放射性物質の土壤汚染等により、相当の期間、農地としての利用ができないものと思われる。

復旧を迅速に行うためにも、損壊が激しく今後とも優良農地として維持することが望まれる地区について、農地としての利用、土地の改変を凍結し、農地を一旦国が買い上げて、国営事業として、湛水や漂着物の排除、水利施設の修繕、土壤洗浄もしくは改良などの復旧事業を行った上で、区画規模を拡大して整地を行い、希望する農業法人などに売却もしくは県等を介し賃貸をすることが望まれる。適切に、農業の6次産業化を担う植物工場、加工、流通施設などの立地も可能とする。被災地においては、農業復興が急がれているため、農業を営む民間企業の参入も促進することとする。国が買い上げることで、高齢化などで営農を継続しない方々にはその後の生活費に充当することが可能になる。

なお、事業については、民間のノウハウ、資金を活用した PPP 事業として進めることも検討される。

○実施方法

- ①事業スキーム、支援策の検討(農林水産省、等)
- ②広域事業実施組織の設置(農林水産省、関係自治体、等)
- ③事業着手(広域事業実施組織)
- ④改良できた所から売却(広域事業実施組織)
- ⑤営農開始

(2) 東北林業再生プログラム【長期】

○概要

東日本大震災により、建替えが必要な住宅数はまだ集計ができていないが、避難者数、高台での移転の必要性などから推定すると10万戸を超えると考えられる。仮設住宅数も5万戸は下らないと言われている。

仮設住宅の建設、住宅の建替えのために、膨大な建材需要が発生すると考えられるが、幸運にも東北地方は豊かな森林資源を有しており、伐採の時期を迎えた木が多い。これまでは輸入材が主体のため製材・合板工場の臨海部立地であったが、本震災により、石巻、宮古、大船渡市等の合板工場が壊滅的な被害を受けた。これを機会に東北の他の山間地にも近代的な設備を有する製材・合板工場を新設、拡充し、サプライチェーンを整え、東北の木材で住宅を建設することを進めることが望まれる。

木の切り出し、搬送、製材、加工、輸送、住宅設計、住宅建設、家具製作などで多くの雇用を生み出すことが可能となり、この経験を通じて、東北地域は林業6次産業化のモデル地域になろう。

○実施方法

- ①事業検討体制の設置と検討(林野庁、民間企業、森林組合、関係自治体、等)
- ②事業スキーム、支援方策の検討(林野庁)
- ③東北材活用仮設住宅、建替住宅のモデルの検討(林野庁、民間企業、森林組合、関係自治体、等)
- ④事業実施

4) 自然エネルギーの利用促進とスマートコミュニティ(循環配慮型コミュニティ)の形成

地方部には豊かな自然資源がある。被災地の復興を通じて、本地域を自然エネルギー活用のモデル地域に変えていくことが望まれる。

(1) 自然エネルギー新区の設置【長期】

○概要

原子力発電所の大規模な事故は、周辺住民に一時退避を余儀なくするとともに、国民に原子力発電所の危険性を周知することとなった。今後のエネルギー政策全般の見直しを迫るとともに、自然エネルギーや省エネルギーの重要性が改めて浮き彫りとなった。

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどの自然エネルギーは実証段階から実用化の段階を迎えている。大規模なソーラー発電所、風力発電所などが各地で運用されている。しかしながら、その多くは各省の補助金で整備されたものが多く、採算性は厳しいものとなっている。

現在、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」が国会審議中であり、これが成立すると平成 24 年度から再生可能エネルギー源を用いて発電された電気について、国が定める一定の期間、価格で電気事業者が買い取ることが義務付けられることとなる。これにより民間事業の推進が容易となることが期待されている。

被災地は地方部にあり自然エネルギーには恵まれている。また、バイオマス発電については被災地の膨大な廃材の活用を促すこととなり、ごみの減量にも寄与することとなる。

従って、被災エリアを「自然エネルギー新区」に指定し、固定買取制度について平成 23 年度に先行して実施するとともに、買取価格を高め設定し、民間事業者のインセンティブを喚起し、小規模分散型の自然エネルギーでの発電事業の早期立上げを促すことが望まれる。

○実施方法

- ① 制度設計、買取価格設定(経済産業省、等)
- ② 新区指定(経済産業省、等)
- ③ 民間による発電事業のフィージビリティスタディ(民間企業、等)
- ④ 事業実施

(2)スマートコミュニティプロジェクト【長期】

○概要

東日本大震災の津波は、宮古市田老地区で最大で 38m にも達したという報告があるなど各地で想定を超える高さとなった。今後、各地で復興計画が策定されると思われるが、三陸海岸沿いでは、住宅地を高台に整備し移転を促すこととなると想定される。これまでは市街地は住宅と職場が混在した密集市街地となっていたが、今後は高台の住宅地と低地の職場に分かれた地域構造になると考えられる。

分散型の地域構造においてはエネルギーの効率的利用が課題となる。スマートコミュニティとは、エネルギーのインフラや次世代送電網などを一括で整備し、総合的に管理運用する地域をいう。すなわち、住宅、公共施設、工場等は省エネルギーや蓄熱などに配慮した設計とするとともに、太陽光発電装置や燃料電池などを取り入れ、余剰電力については地域で融通できるようにする。また、緑地や公園、耕作放棄地などにも太陽光、風力発電装置などを置くようにする。電気自動車や LRT(次世代路面電車システム)などの利用も推進する。次世代送電網を構築し、各施設のエネルギー生産、消費状況はコンピューターで管理され、地域全体でのエネルギー消費が抑制される。

このように被災地の復興を通じて、地域全体で新しい住まい方、新しいコミュニティを提案、実現することとする。

○実施方法

- ①構想づくり(経済産業省、国土交通省、自治体、民間企業、等)
- ②事業スキームの検討(経済産業省、国土交通省、自治体、民間企業、等)
- ③モデルコミュニティでの段階的实施

3. 事業の推進に向けて

復旧、復興事業の財源については、現在、政府では復興基金の創設、震災国債の発行、特別税などが検討されているが、国の財政状況も厳しく、民間資金や個人資金の活用も検討される。ここでは、民間資金や個人資金の活用についてのアイデアを提案するものである。

(1) 東日本大震災農業復興全国宝くじの発行

阪神・淡路大震災では2回、新潟県中越大震災では1回の復興宝くじが発行され、収益の一部が復興費に活用された。東日本大震災は規模が大きく、本地域は農林水産業が主体であるので、農業復興、水産業復興という個別のテーマで発行することが検討される。

(2) アグリビジネス復興応援ファンドの組成

本震災では、食品加工業、市場、流通、外食、小売も大きな被害を受けた。被災地は、1次産業が地域の基幹産業であるため、農地の改良や漁港の修復などとあわせて、川中、川下産業の1日も早い復興が待ち望まれる。義捐金もこれまでの災害に比べると格段に大きく、被災者の当面の生活の糧には役立つと思うが、事業資金には程遠い。日本政策金融公庫、農協、一部地銀では被災企業に対する緊急融資を開始したが、融資だけでは資金需要に限界もある。

このため、民間企業、地銀、国、県、等が連携し、社会貢献型の「アグリビジネス復興応援ファンド」を組成し、一般投資家からも資金を含め、主に流通、加工、販売のアグリビジネス関連分野の事業者に対しての復興の支援を行う。ファンドの果実については、農産物や商品とするなどの創意工夫を図ることが望まれる。

(3) 国営被災農地基盤整備事業の財源調達の多様化

国営被災農地基盤整備事業については多額の費用が想定される。仮に、津波により流失や冠水等の被害を受けた6県の農地面積約23,600haのうち10,000haを国営被災農地基盤整備事業として事業を実施し、100万円/10aで農地を買い上げた場合、1,000億円の買収費が必要である。これに加えて、農地改良費用、施設整備費用などがかかり、数千億円の事業規模となる。

本事業の事業主体、事業スキームはいくつかの選択肢がある。直営、公団公社などによる実施も考えられるが、区画規模の大きな優良農地として売却することで事業性が見込まれることから、一つの案として、官民が出資した事業会社を設立し、国が買い上げた農地を事業会社が買い上げ、財投機関債、政府保証債等で民間から資金調達し、事業を運営することも検討される。

おわりに

大震災からほぼ1ヶ月が経過した。余震や福島第一原子力発電所の事故等で、まだ予断を許さない状況が続いている。現場で事故対応、災害復旧、避難者の支援に当たっている人々のご苦労は計り知れない。頭の下がる思いである。家族や仲間、農地や農機を失った農業者の心情も察するに余りあるものがある。

今後は徐々に復旧、復興を考える必要があるが、農業者自身が次のステップを考えるためにも、国はいち早く農業復興計画を策定する必要がある。また、未曾有の大災害からの産業復興を速やかに図るため、早期の農業や産業復興、地域振興に関する特別立法の制定も必要である。本提言がその一助になれば幸いである。

本提言に関する問い合わせ先

〒100-8170

東京都千代田区大手町 2-1-1

野村アグリプランニング&アドバイザー株式会社

編集担当 石井 良一 03-3281-0780